

## 住宅用消火器の新規購入および廃棄について

2011年に自治会で配布しました住宅用消火器が、6年を経過し使用期限を迎えることを機に消火器の新規購入 & 配布、不要消火器の回収 & 廃棄を実施いたします。

過日、回覧にて回答いただきました内容をもとに、以下要領にて消火器の配布および回収を実施いたします。

お持ちの消火器の使用期限日により異なりますので、ご注意ください。

1. 2016年12月末までに使用期限を迎える消火器を保有の世帯および  
2011年以降に新規で自治会会員になられた世帯

時期： 2016年8月末ぐらい

配布および回収： 各班の班長が訪問させていただきますので、新規消火器の受取りと  
廃棄消火器をお渡しいただけますようお願い致します。

2. 2017年1月以降に使用期限を迎える消火器を保有の世帯

時期： 2016年12月ぐらい（冬の防災訓練）

配布および回収： 防災倉庫前にて、新規消火器の受取りと  
廃棄消火器をお渡しいただけますようお願い致します。